

平成二十三年厚生労働省令第百五十二号

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 除染等業務における電離放射線障害の防止

第一節 線量の限度及び測定（第三条～第六条）

第二節 除染等業務の実施に関する措置（第七条～第十二条）

第三節 汚染の防止（第十二条～第十八条）

第四節 特別の教育（第十九条）

第五節 健康診断（第二十条～第二十五条）

第三章 特定線量下業務における電離放射線障害の防止

第一節 線量の限度及び測定（第二十五条の二～第二十五条の五）

第二節 特定線量下業務の実施に関する措置（第二十五条の六～第二十五条の七）

第三節 特別の教育（第二十五条の八）

第四節 被ばく歴の調査（第二十五条の九）

第四章 雜則（第二十六条～第三十条）

附則 第一章 総則

（事故由来放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る放射線障害防止の基本原則）

**第一条** 事業者は、除染特別地域等内において、除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者その他の労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするよう努めなければならない。（定義）

**第二条** この省令で「事業者」とは、除染等業務又は特定線量下業務を行う事業の事業者をいう。  
**第三条** この省令で「事業者」とは、除染等業務従事者その他の労働者をいう。  
**第四条** この省令で「除染等業務従事者」とは、特定線量下業務に従事する労働者をいう。  
**第五条** この省令で「除染特別地域等」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域をいう。  
**第六条** この省令で「除染等業務従事者」とは、除染等業務に従事する労働者をいう。  
**第七条** この省令で「特定線量下業務従事者」とは、特定線量下業務に従事する労働者をいう。  
**第八条** この省令で「電離放射線」とは、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）以下「電離則」という。この省令で「除染等業務従事者」とは、除染等業務従事者その他の労働者をいう。  
**第九条** この省令で「除染特別地域等内における事故由来放射性物質」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（電離則第二条第二項の放射性物質に限る。）をいう。  
**第十条** この省令で「除染等業務」とは、次の各号に掲げる業務（電離則第四十一条の三の处分の業務を行なう事業場において行うものを除く。）をいう。  
**第十一条** 除染特別地域等内における事故由来放射性物質により汚染された土壤、草木、作物等について講ずる当該汚染に係る土壤、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壤等」という。）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の当該汚染の影響の低減のために必要な措置を講ずる業務（以下「土壤等の除染等の業務」という。）  
**第十二条** 除染特別地域等内における次の又は口に掲げる事故由来放射性物質により汚染された物の収集、運搬又は保管に係るもの（以下「廃棄物収集等業務」という。）

イ 前号又は次号の業務に伴い生じた土壤（当該土壤に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「除去土壤」という。）

ロ 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「汚染廃棄物」という。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務であつて、当該汚染土壤等（汚染土壤等であつて、当該汚染土壤等に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下同じ。）を取り扱うもの（以下「特定汚染土壤等取扱業務」という。）

四 この省令で「特定線量下業務」とは、除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率（以下単に「平均空間線量率」という。）が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務その他の労働安全衛生法施行令別表第二に掲げる業務以外の業務をいう。

五 この省令で「除染等作業」とは、除染特別地域等内における除染等業務に係る作業をいう。

六 この省令で「特定線量下作業」とは、除染特別地域等内における特定線量下業務に係る作業をいう。

七 この省令で「除染等業務従事者の被ばく限度」（除染等業務従事者の被ばく限度）

八 安全衛生法施行令別表第二に掲げる業務以外の業務をいう。

九 この省令で「妊娠中の実効線量」（妊娠中の実効線量）

一〇 この省令で「妊娠中の実効線量」（妊娠中の実効線量）

一一 この省令で「妊娠中の実効線量」（妊娠中の実効線量）

一二 この省令で「妊娠中の実効線量」（妊娠中の実効線量）

び第十条において同じ。)における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内  
部被ばくに係る検査を次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 汚染土壤等又は除去土壤若しくは汚染廃棄物(これらに含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によつて求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が五十万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。次号において「高濃度汚染土壤等」という。)を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるものに従事する除染等業務従事者については、三月以内(一月間に受けた実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)及び妊娠中の女性にあつては一月以内)ごとに一回内部被ばくによる線量の測定を行うこと。

二 次のイ又はロに掲げる作業に従事する除染等業務従事者については、厚生労働大臣が定める方法により内部被ばくに係る検査を行うこと。

イ 高濃度汚染土壤等を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下

の場所において行われるもの

ロ 高濃度汚染土壤等以外の汚染土壤等又は除去土壤若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるもの

事業者は、前項第二号の規定に基づき除染等業務従事者を行つた検査の結果が内部被ばくについて厚生労働大臣が定める基準を超えた場合においては、当該除染等業務従事者について、同項第一号で定める方法により内部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。

4 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。

5 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部に、他の女性にあつては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならぬ。

6 前二項の規定にかかわらず、事業者は、除染等業務従事者の除染特別地域等内(平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所に限る。)における除染等作業により受ける第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定を厚生労働大臣が定める方法により行うことができ

る。

7 第二項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たつては、厚生労働大臣が定める方法によつてその値を求めるものとする。

8 除染等業務従事者は、除染特別地域等内における除染等作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。

9 事業者は、除染等業務(特定汚染土壤等取扱業務にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ行われるもの)を除く。以下この項から第十一項までにある旨を周知させなければならない。

10 事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者が除染特別地域等内における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

## 第六条 (線量の測定結果の確認、記録等)

事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある除染等業務従事者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

2 事業者は、前条第五項から第七項までの規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる除染等業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計(五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計)

二 女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計(一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三月ごと及び一年ごとの合計)

三 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受けた等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

事業者は、前項の規定による記録に基づき、除染等業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

## 第二節 除染等業務の実施に関する措置

### (事前調査等)

第七条 事業者は、除染等業務(特定汚染土壤等取扱業務を除く。)を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業(特定汚染土壤等取扱業務に係る除染等作業(以下「特定汚染土壤等取扱作業」という。以下同じ。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。)を行ふ場所について、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

#### 一 除染等作業の場所の状況

#### 二 除染等作業の場所の平均空間線量率

#### 三 除染等作業の対象となる汚染土壤等又は除去土壤若しくは汚染廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によつて求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値

#### 四 事業者は、特定汚染土壤等取扱業務を行ふときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定汚染土壤等取扱業務を行ふ場所について、前項各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

3 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第一項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者(当該除染等作業の一部を請負人に請け負わせたときは、当該労働者及び当該請負人)に明示しなければならない。

4 事業者は、労働者を特定汚染土壤等取扱業務に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者(当該特定汚染土壤等取扱業務の一部を請負人に請け負わせたときは、当該労働者及び当該請負人)に明示しなければならない。

2 前項の作業計画は、次の各号に掲げる事項が示されているものでなければならない。

一 除染等作業の場所及び除染等作業の方法

二 除染等業務従事者(特定汚染土壤等取扱業務に従事する労働者にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において従事するものを除く。以下この条、次



施設若しくは廃棄のための施設又は他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。

- 3 第一項の作業場において除染等作業に従事する者（労働者を除く。）は、当該作業場から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第一項の検査により、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してもならない。ただし、第二項の検査により、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してもならない。

#### （保護具）

- 第十六条 事業者は、除染等作業のうち第五条第二項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の内容に応じて厚生労働大臣が定める区分に従つて、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具、汚染を防止するため有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらを当該除染等作業に従事する除染等業務従事者に使用させなければならない。
- 3 2 除染等業務従事者は、前項の作業に従事する間に、同項の保護具を使用しなければならない。
- 3 3 事業者は、第一項の除染等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

#### （保護具の汚染除去）

- 第十七条 事業者は、前条第一項の規定により使用させる保護具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用させなければならない。
- 2 事業者は、前条第一項の除染等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の規定に基づく周知により使用する保護具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ洗浄等により四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるまで汚染を除去しなければ使用してはならない旨を周知させなければならない。

#### （喫煙等の禁止）

- 第十八条 事業者は、除染等業務を行うときは、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場における除染等業務に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を明示することその他の方針により禁止するとともに、明示以外の方針により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を、あらかじめ、当該者に明示しなければならない。
- 2 前項の作業場において除染等業務に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

#### 第四節 特別の教育

##### （除染等業務に係る特別の教育）

- 第十九条 事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。
- 一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
- 二 除染等作業の方法に関する知識
- 三 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識（特定汚染土壤等取扱業務に勞働者を就かせるときは、特定汚染土壤等取扱業務に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。）
- 四 関係法令

- 五 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い（特定汚染土壤等取扱業務に勞働者を就かせるときは、特定汚染土壤等取扱業務に劳働者を就かせるときは、特定汚染土壤等取扱業務に勞働者を就かせる（特定汚染土壤等取扱業務に勞働者を就かせる）ことによる障害が生じており、若し

- 2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

#### 第五節 健康診断

##### （健康診断）

- 第二十条 事業者は、除染等業務に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六ヶ月以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価

- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

#### 四 白内障に関する眼の検査

#### 五 皮膚の検査

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の健康診断（定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えて、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないと見なすには、行うことを要しない。

##### （健康診断の結果の記録）

- 第二十一条 事業者は、前条第一項の健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該除染等業務従事者が受けた健康診断を含む。以下「除染等電離放射線健康診断」という。）の結果に基づき、除染等電離放射線健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

##### （健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

- 第二十二条 除染等電離放射線健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 1 除染等電離放射線健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
- 2 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

##### （健康診断の結果の通知）

- 第二十三条 事業者は、除染等電離放射線健康診断を受けた除染等業務従事者に対し、遅滞なく、当該除染等電離放射線健康診断の結果を通知しなければならない。

##### （健康診断結果報告）

- 第二十四条 事業者は、除染等電離放射線健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、除染等電離放射線健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

##### （健康診断等に基づく措置）

- 第二十五条 事業者は、除染等電離放射線健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若し

### 第三章 特定線量下業務における電離放射線障害の防止

#### 第一節 線量の限度及び測定

(特定線量下業務従事者の被ばく限度)

##### 第二十五条の二

- 事業者は、特定線量下業務従事者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えて、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- 診断されたもの及び次条第一項に規定する特定線量下業務従事者を除く。の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者の受けた実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び特定線量下業務に従事する女性(妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条第二項に規定する女性を除く。)が受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

##### 第二十五条の三

- 事業者は、妊娠と診断された女性の特定線量下業務従事者の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき二ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

##### (線量の測定)

- 事業者は、特定線量下業務従事者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。
- 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部に、その他の女性にあっては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。
- 特定線量下業務従事者は、除染特別地域等内における特定線量下作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。
- 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者が特定線量下作業により受けた外部被ばくによる線量を、第二項及び第三項に定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。
- 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染特別地域等内における特定線量下作業を行う場所においては、放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなければならない。

#### (線量の測定結果の確認、記録等)

##### 第二十五条の五

- 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある特定線量下業務従事者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。
- 事業者は、前条第三項の規定による測定に基づき、次の各号に掲げる特定線量下業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者に係る記録を当該特定線量下業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
- 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計(五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあっては、三月ごと及び一年ごとの合計)の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計(一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあっては、三月ごと及び一年ごとの合計)

三 妊娠中の女性の腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、特定線量下業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

#### 第二節 特定線量下業務の実施に関する措置

##### (事前調査等)

- 事業者は、特定線量下業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定線量下作業を行う場所について、当該場所の平均空間線量率を調査し、その結果を記録しておかなければならぬ。
- 事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、前項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者(当該作業の一部を請負人に請け負わせたときは、当該労働者及び当該請負人)に明示しなければならない。

##### (診察等)

事業者は、次の各号のいずれかに該当する特定線量下業務従事者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

- 一 第二十五条の二第一項に規定する限度を超えて実効線量を受けた者

二 事故由来放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者

三 洗身等により汚染を四十ベクレル毎平方センチメートル以下にすることができるない者

四 傷創部が汚染された者

事業者は、前項各号のいずれかに該当する特定線量下業務従事者があるときは、速やかに、そ

の旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 3 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

#### (特定線量下業務に係る特別の教育)

第二十五条の八 事業者は、特定線量下業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

二 放射線測定の方法等に関する知識

三 関係法令

2 労働安全衛生規則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

- 第四節 被ばく歴の調査
- 事業者は、特定線量下業務従事者に対する履歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間その他放射線による被ばくに関する事項)の調査を行い、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者に係る記録を当該特定線量下業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

#### 第四章 雜則

##### (放射線測定器の備付け)

- 第二十六条 事業者は、この省令で規定する義務を遂行するために必要な放射線測定器を備えなければならない。ただし、必要な都度容易に放射線測定器を利用できるように措置を講じたときは、この限りでない。



様式第1号(第10条関係)  
土壤等の除染等の業務  
特定汚染土壤等取扱業務に係る作業届

作業件名			
作業の場所			
事業者 の 名 称 所 在 地	(〒　—　—) (電話番号　—　—　—)		
発注者 の 名 称 所 在 地	(〒　—　—) (電話番号　—　—　—)		
作業の実施期間	年 月 日～年 月 日	作業指揮者 氏 名	
作業を行う場所の 平均空間線量率			
関係請負人一覧 及 び 労働者数の概数	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

(備考)

- 表題の「土壤等の除染等の業務」及び「特定汚染土壤等取扱業務」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 本届は、発注単位で届け出ることを原則とするが、発注が複数の離れた作業を含む場合には、作業場所ごとに提出すること。
- 「作業の場所」の欄には、作業を行う範囲を具体的に記載すること。地図等を用いる場合には別添として添付すること。
- 「作業を行う場所の平均空間線量率」の欄には、事前調査により把握した除染等作業の場所の平均空間線量率を記載すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。
- 「関係請負人一覧及び労働者数の概数」の欄には、関係請負人ごとの名称と、当該作業に従事する労働者数を記載すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。

様式第2号(第21条関係)

## 除染等電離放射線健康診断個人票

氏名	性別	男・女	生年月日	年月日	雇入年月日	年月日
除染等業務の経歴(放射線業務及び特定線量下業務を含む。)	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	①前回の健康診断までの実効線量 mSv ( mSv )	
②被ばく歴の有無	業務名					
③判定と処置						
健 康 診 断 年 月 日						
現 在 の 業 務 名						
後前 に回 受けた 健康診 量断	実効 線量	外部被ばくによるもの(事故等によるものを除く。)				
		内部被ばくによるもの(事故等によるものを除く。)				
		④事故等によるもの(mSv)				
		計(mSv)				
		白 血 球 数(個/mm <sup>3</sup> )				
血 液	リ ン バ 球(%)					
	单 球(%)					
	異型リンバ球(%)					
	好中球 桿状核(%)					
	好 分葉核(%)					
	好 酸 球(%)					
	好 塩 基 球(%)					
赤 血 球 数(万個/mm <sup>3</sup> )						
血 色 素 量(g/dl)						
ヘマトクリット 値(%)						

その他の				
眼	水晶体の混濁(有無)			
皮膚	発赤(有無)			
	乾燥又は縦じわ(有無)			
	潰瘍(有無)			
	爪の異常(有無)			
その他の検査				
全身的所見				
自觉的訴え				
参考事項				
⑤ 医師の診断				
健康診断を実施した医師の氏名				
⑥ 医師の意見				
意見を述べた医師の氏名				

備考

- 1 ①の欄は、平成24年1月1日以降の実効線量の合計を記入すること。また、同欄の( )内には平成23年12月31日以前の集積線量を記入すること。
  - 2 ②の欄は、被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無その他放射線による被ばくに関する事項を記入すること。
  - 3 ③の欄は、本票記載の健康診断又は検査までの期間に採られた放射線に関する医学的処置及び就業上の措置について記入すること。
  - 4 ④の欄は、(1)事故、(2)緊急作業への従事、(3)放射性物質の摂取、(4)傷創部の汚染及び(5)身体の汚染によって受けた実効線量又は推定量(受けた実効線量を推定することも困難な場合には、被ばくの原因)を記入すること。
  - 5 ⑤の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
  - 6 ⑥の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

様式第3号（第24条関係）（表面）

## 様式第3号(第24条関係)(裏面)

## 受診所見の内訳

項目	実施者数	有所見者数
白血球数	男 人	人
	女 人	人
白血球百分率	男 人	人
	女 人	人
赤血球数	男 人	人
	女 人	人
血色素量	男 人	人
	女 人	人

## 備考

- 1 □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通じ順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は除染等業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「有所見者数」の欄は、各健康診断項目の有所見者の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数を記入すること。
- 11 「作業の種類」の欄は、同欄に掲げる1~4の作業の区分に応じた数字を記入し、( )内には具体的な作業内容を記入すること。
- 12 線量による区分は、今回の健康診断を行った日の属する年の前年一年間に受けた線量によって行うこと。